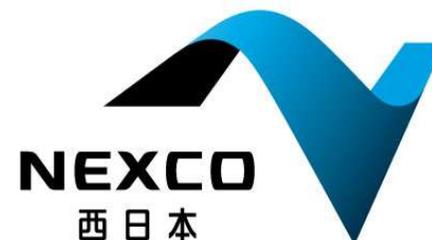


コンクリート施工管理要領の改定

令和6年 7月 11日

みち、ひと…未来へ。



【コンクリート施工管理要領】 過去の取り組み内容



【コンクリート施工管理要領 省力化変遷】

平成11年・平成29年・令和3年に大きくコンクリート施工管理要領を改定した

《平成11年に改定した内容》

・JIS基準への準拠や、報告書類の簡素化等を目的に改定を実施

【改定概要】

コンクリート施工管理要領 改定内容

No. 1

区 分	旧コンクリート施工管理要領	改 正 内 容
配合	JIS 表示許可工場においても、配合はJHの要領に基づき決定する	JIS 表示許可工場における工場配合を監督員が認めた場合は使用することができることとする
材料	JH基準によりコンクリート材料の品質試験を行う	コンクリート材料の品質試験の試験方法、ひん度、規定値は JIS 基準を基本とする(JH独自のものも残している)
コンクリート技術者の常駐	規定なし	現場の作業にあたっては施工管理者(技術士、コンクリート主任技士、コンクリート技士あるいはこれらと同等の知識経験を有する技術者)を配置させる
基準試験	コンクリート打込み開始前に検査を実施	工場の定期検査データ等の提出でよい
試し練り	A・B・C 配合の試し練り必要	JIS 表示許可工場で既存の配合を使用する場合、B 配合のみ実施
定期管理試験	製造設備および材料に関する定期管理試験報告書を提出する	製造設備に関する定期管理試験報告書は自主保存とする
日常管理試験	毎週報告	月に1回報告
報告書様式	報告書様式指定有り	内容を網羅した製造工場の様式で良い
印字記録紙	印字記録を、定期管理試験結果報告時に監督員に提出する	印字記録を、元請負人が保管する
回収水の使用	回収水は使用不可	基準を定め、使用可とする

《平成29年に改定した内容》

- ・生産性向上を目的として検査項目・立会頻度の合理化を目的に改定を実施

【改定概要】

- 監督員立会いの省略。
- レディーミクストコンクリート納入書の受注者保管を規定。

(現要領)

対象の構造物	試験項目	日常管理試験	
		頻度	監督員の立会
M R P H	スランプ JIS A 1101	最初の5台+50m ³ 毎	○
	空気量 JIS A 1116		
	JIS A 1118		
	JIS A 1128	最初の1台+50m ³ 毎	○
	温度 JIS A 1156	最初の1台+50m ³ 毎	○

(変更)

対象の構造物	試験項目	日常管理試験	
		頻度	監督員の立会
M R P H	スランプ JIS A 1101	最初の1台+50m ³ 毎	—
	空気量 JIS A 1116		
	JIS A 1118		
	JIS A 1128	最初の1台+50m ³ 毎	—
	温度 JIS A 1156	最初の1台+50m ³ 毎	—
	レディーミクストコンクリート納入書	運搬車ごと	—

【コンクリート施工管理要領】 過去の取り組み内容



【改定概要】

硬化コンクリートの強度管理について、7日強度は受注者保管とし、28日強度は書類提出による確認とし立会いの省略。

(現要領)

対象の構造物	試験項目	プレストレス導入時 (材齢3日)		材齢7日 (Hコン:28日)		材齢28日 (Hコン:91日)	
		頻度	監督員の立会	頻度	監督員の立会	頻度	監督員の立会
M	圧縮強度 JIS A 1108	-	-	1回/150m ³	○	1回/150m ³	○
R		-	-	1回/150m ³	○	1回/150m ³	○
P		1回/150m ³	○	1回/150m ³	○	1回/150m ³	○
H	曲げ強度 JIS A 1106	-	-	1回/300m ³	○	1回/300m ³	○

(変更)

対象の構造物	試験項目	プレストレス導入時 (材齢3日)		材齢7日 (Hコン:28日)		材齢28日 (Hコン:91日)	
		頻度	監督員の立会	頻度	監督員の立会	頻度	監督員の立会
M	圧縮強度 JIS A 1108	-	-	— (受注者の任意)	—	1回/150m ³	— (書類提出)
R		-	-	— (受注者の任意)	—	1回/150m ³	— (書類提出)
P		1回/150m ³	— (書類提出)	— (受注者の任意)	—	1回/150m ³	— (書類提出)
H	曲げ強度 JIS A 1106	-	-	— (受注者の任意)	—	1回/300m ³	— (書類提出)

【コンクリート施工管理要領】 過去の取り組み内容



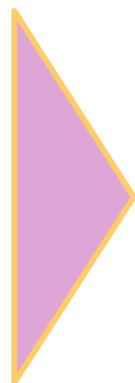
《令和3年に改定した内容》

- ・生産性向上を目的に報告様式の見直しを実施

【改定概要】

➤ JIS様式がある場合は、NEXCO様式を廃止、または一部JIS様式を準用するように見直し
 例)管理様式-A302の一部項目について、JIS様式を添付する内容に見直し

2. 配合設計		コンクリートの種別						備考
項目		コンクリート	コンクリート	コンクリート	コンクリート	コンクリート	コンクリート	
品質基準	JIS配合の呼び方							
	材料28日における圧縮強度 (N/mm ²)							
	粗骨材の最大寸法 (mm)							
	スランピング (mm)							
	沈下度 (秒)							
	空気量 (%)							
	セメントの種類							
	最低単位セメント量 (kg/m ³)							
	調和剤の種類							
	最大のセメント比 (%)							
注2	単位水量の上限値 (kg/m ³)							
	最大塩化物含有量 (kg/m ³)							
	目標スランピング (mm)							
注3	目標沈下度 (秒)							
	目標空気量 (%)							
	目標強度 (N/mm ²)							
計画配合	水セメント比 (%)							
	細骨材率 (%)							
	単位水量 (kg/m ³)							
	粗骨材 (kg/m ³)							
	調和剤 (kg/m ³)							
注4	回収骨材置換率 (%)							



2. 配合設計		コンクリートの種別						備考
項目		コンクリート	コンクリート	コンクリート	コンクリート	コンクリート	コンクリート	
品質基準	レディミクストコンクリート配合計画書の配合の設計条件	別途添付 (No.)	JIS様式 注2)					
	沈下度 (秒) 注3)							
計画配合 注4)	レディミクストコンクリート配合計画書の配合表、上記の算出根拠	別途添付 (No.)	JIS様式 注2)、自由様式					
	目標スランピング、目標空気量、目標強度、上記の算出根拠	別途添付 (No.)	自由様式					
配合条件	目標沈下度 (秒) 注3)							

受注者は製造工場からの資料提出を受け、本様式に取りまとめる。
 注1) 使用する工場における定期検査の既存資料でも良い。
 注2) JIS A 5308 表10-レディミクストコンクリート配合計画書の様式。
 注3) 4表4-1「コンクリートの品質基準」において沈下度を品質基準としている場合 (コンクリート種別H1-1)。
 注4) 試し練りのため計画した配合をいう。

【コンクリート施工管理要領】 通達により再周知



《令和5年の通達により再周知》

・現地ヒアリングにおいて、今までの要領の改定において取り組んできた内容が浸透していなかったことを踏まえ、要領に基づく書類の提出について再周知を実施

別添③

様式第2号

工事打合簿

印紙税法
別表第1の
該当する
収入印紙
(注3)

工事名 _____ No. _____

発議者	<input checked="" type="checkbox"/> 発注者 <input type="checkbox"/> 受注者	発議年月日	年 月 日
発議事項	<input type="checkbox"/> 指示 <input type="checkbox"/> 協議 <input checked="" type="checkbox"/> 通知 <input type="checkbox"/> 報告 <input type="checkbox"/> その他 ()		
工事関係書類一覧表等について			
土木工事共通仕様書1-54について、について土木工事関係書類提出マニュアル2-3 2)に基づき、受発注者間で共有し、書類提出状況の確認に活用する「工事関係書類一覧表」は、別添①のとおりとする。			
なお、各提出書類について、受発注者間における作成者、提出媒体及びkecube2への保存者は、当該「工事関係書類一覧表」によるものとする。			
また、契約書類等に基づき作成している工事関係書類については、土木工事関係提出マニュアル【巻末資料】土木工事関係書類提出簡素化ガイドライン(別添②)及び工事関係書類の提出方法等の一部見直し(別添③)に基づき提出することとする。			
以上			
(添付資料)			
・別添① 工事関係書類一覧表			
・別添② 【巻末資料】土木工事関係書類簡素化ガイドライン			
・別添③ 工事関係書類の提出方法等の一部見直し			
処理・回答	<input type="checkbox"/> 発注者 <input type="checkbox"/> 受注者	上記について受領します。 [] 年 月 日	
監督員	主任補助監督員	現場代理人	
印	印	印	

契約書類等に基づき受発注者が作成している工事関係書類の提出方法について、以下のとおり一部見直しましたので通知します。

- 遠隔立会による検査及び立会いについては、遠隔立会実施要領に基づき実施しているが、工事現場で行う検査及び立会いと同等に監督員等が実施しているため、遠隔立会の記録を保存するためのスクリーンショットの提出は不要とする。
- 工事情報共有・保存システム(Kcube2)において、クライアントツールまたはPDF形式で提出可能としている書類については、受発注者で提出方法(クライアントツールまたはPDF形式)を確認し二重提出は不要とする。
- 土木工事共通仕様書1-7「現場代理人等」に基づき提出している現場代理人不在届については、別途提出している「週間工程表」に不在となる日の対応(代理の技術者配置等)を記載することで監理技術者(主任技術者)又は現場代理人不在届の提出は不要とする。なお、週間工程表の提出については、監督員宛とする。
- 土木工事共通仕様書1-13「作業日」に基づき提出している休日作業確認願については、別途提出している週間工程表に休日作業となる日を記載することで休日作業願の提出は不要とする。なお、週間工程表の提出については、監督員宛とする。
- 土木工事共通仕様書1-31「検査及び立会い」に基づき提出している工事施工立会い(検査)願については、別途提出している週間工程表に検査及び立会い予定を記載し共有を行い翌週の立会検査の日程及びその検査方法を調整することで工事施工立会い(検査)願における立会予約の提出は不要とする。なお、週間工程表の提出については、監督員宛とする。

(6) コンクリート施工管理要領における、コンクリートの基準試験については、工場の定期検査データ等の提出、各報告様式については、JIS様式や内容を網羅した製造工場の様式での提出とする。また、製造設備及び材料に関する定期管理試験報告書、定期管理試験結果報告時の印字記録等については、受注者の自主保存とする。

- 条件変更等に関する受注者からの協議資料及び設計変更に関する説明資料等は、図面や写真に加えて動画等(DX)を活用することも可能とし、作成資料の簡素化に努めること。



【kecube2による場合】
(注1) 別途様式が定められているものについては、その定めによるものとする。
【電磁的記録による場合(メール等)】
(注1) 別途様式が定められているものについては、その定めによるものとする。
(注2) 発出者は、発出者側の印を押印後、スキャニングを行い、その電磁的記録(PDF)を受領者に送付する。受領者は、発出者からの電磁的記録(PDF)を印刷し、受領者側の印を押印後、スキャニングを行い、その電磁的記録(PDF)を発出者に送付する。紙媒体において両者が共に押印しないこと。発出者又は受領者が押印した各々の書類は、押印者が保管するものとする。
【紙による場合】
(注1) 別途様式が定められているものについては、その定めによるものとする。
(注2) 受領者は処理・回答欄に記載したうえで複写保管するとともに、正を発議者に返送するものとする。
(注3) 契約額の変更に関わらず、工事目的物の変更指示、承諾、了承が必要となる現場施工の変更を伴う場合に発出者が貼付する。現場施工の変更は、仕様を補充する内容を含む。

【背景・経緯】

- コンクリート施工管理要領において、これまでも要領改定により提出書類の削減等に努めてきているところである。
- 働き方改革に伴う業務効率化への対応が求められており、現場からの意見が多かったコンクリートの施工管理において、提出書類の削減等省力化が必要。
- 現地ヒアリングにおいて、JISコンクリートの採用ができないかなどの多数意見を頂いた。

【NEXCOの取組】

◆ JIS認証製品生コン及び㊟工場の全国調査結果

- ・全国の工業会加盟工場に対し、強度別のセメント量等の品質調査を実施
調査対象工場: 1,923工場 / 全国 2,688工場 (回答率 71.5%)

うちJIS認証製品生コン 100%

うち㊟監査合格工場 88%

⇒NEXCO基準を満足した製品及び工場 98% (Bコン相当) 81%(Aコン相当)

- 以上の調査結果から、JIS認証製品生コン及び㊟工場の採用に向けて**コンクリート施工管理要領の改定を実施**

【コンクリート施工管理要領】 令和6年4月改定内容



■コンクリート施工管理要領の改定による書類削減イメージ

(使用する材料の条件)

- ・ NEXCOが定める品質基準 (最小セメント量, 水セメント比, 単位水量など)
- ・ JIS認証製品であること
- ・ ③工場であること

・ 条件を満足しない場合

・ 条件を満足している場合

【現行とおりの対応】
3章JIS認証製品以外

受注者

【改定に伴う新たな対応】
4章JIS認証製品

- ・ 施工計画書
- ・ 非破壊試験 (圧縮強度・かぶり)
- ・ 打設結果報告

・ 試し練りの実施

- ・ 基準試験
- ・ 定期管理試験
- ・ 日常管理試験

報告

書類確認

- ・ 施工計画書
- ・ 非破壊試験 (圧縮強度・かぶり)
- ・ 打設結果報告

- ・ 定期管理試験 (アル骨試験)
- ・ 日常管理試験 (Co管理図)

報告

書類確認

・ 試し練りの省略

- ・ 基準試験
- ・ 定期管理試験 (アル骨試験以外)
- ・ 日常管理試験 (Co管理図以外)



必要に応じて提示
※発注者の請求があった場合は
30日以内に提示する

【改定概要】

《 共通内容 》

- フレッシュコンクリートの試験は、コンクリート打ち込み箇所から**荷卸し箇所**に変更
- 構造物種別Mに区分されるコンクリート構造物のように乾燥収縮ひずみの影響を考慮しなくてもよい場合には、**単位水量の上限値を緩和**

(1) レディーミクストコンクリートの品質管理フロー

レディーミクストコンクリートの品質管理フローは図 2-1 によることとする。

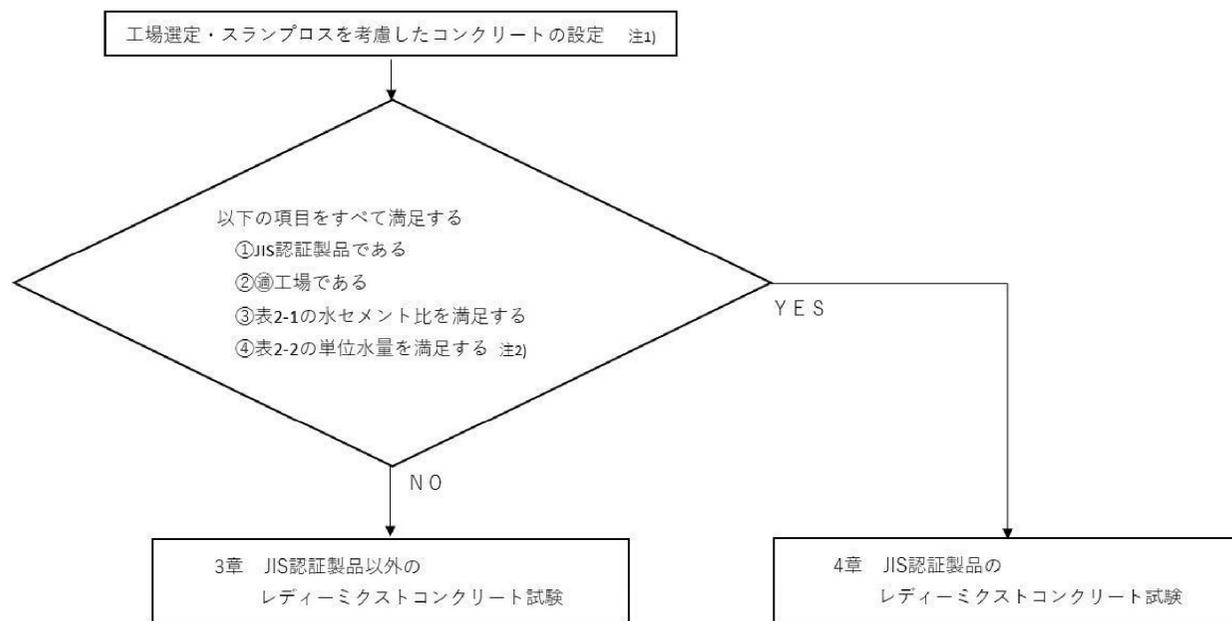


図 2-1 コンクリートの品質管理の選定フロー

注1) 選定した工場からの運搬距離や施工条件から荷卸し箇所において適切なスランブのコンクリートを設定するものとする。

注2) 表 3-3 構造物種別のMに区分されるコンクリート構造物は表 2-2 の単位水量を満足しなくてもよい。

【改定概要】

《4章JIS認証製品について新規追加》

- JIS認証製品かつ[㊦]工場であり、その配合がNEXCOが定める品質基準を満足するものについては、**試し練りを省略**
- 製造設備の試験については、**JIS認証を書面で確認**することに変更

(2) 試験および規定値

レディーミクストコンクリート等の製造設備は、所定の品質が得られる製造設備としなければならない。なお、試験方法および試験のひん度は表3-4の定めによることを標準とする。

表3-4 計量装置の試験および規定値

種別	試験項目		試験方法	試験ひん度 1) 基準試験 2) 定期管理試験 注1)	規定値	データシートの様式 注2)
計量	計量器の静荷重検査		下記①	1) 基準試験 2) 1回/6ヶ月	使用公差まで許容(表3-6)	管理様式 -B311
	計量制御装置の検査	配合設定装置の検査	下記②		使用公差まで許容(表3-6)	管理様式 -B312
		容量変換装置の検査			使用公差まで許容(表3-6)	管理様式 -B313
		表面水補正装置の検査			各計量値の0.5%または、使用公差の大きい方まで許容(表3-6)	管理様式 -B314
装置	計量器の動荷重検査と計量記録装置の検査		下記③	1) 基準試験 2) 1回/1ヶ月	連続5バッチで配合指示値に対し 水、セメント ±1%以内 混和材 ±2%以内 骨材、混和剤 ±3%以内 計量値と記録値の誤差は、最小目盛(デジタル式の場合は、最小標示値)の2倍以内とする。	管理様式 -B315 -B316
ミキサ	ミキサの練混ぜ性能試験		下記④	1) 基準試験 2) 1回/12ヶ月	コンクリート中のモルタルの単位容積質量差 : 0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差 : 5%以下	管理様式 -B317

注1) 基準試験は、JIS認証製品を製造できる工場で既存の定期試験データがあれば、これを使用することができる。定期管理試験は、JIS認証製品を製造できる工場としての定期試験の時期に合わせるができる。

注2) 記載の様式の内容を網羅した自由様式でもよい。

【コンクリート施工管理要領】

令和6年4月改定内容



【改定概要】

➤ 基準試験、定期管理試験及び日常管理試験の提出書類については、**必要に応じて提示**

※アルカリシリカ反応性試験結果のみ提出

表 4-6 試験報告一覧（その1）

種 別	試 験 項 目	提出 対象 注2)	基準試験	定期管理試験	日常管理試験				
			A) 様式 B) 報告日	A) 様式 B) 報告日	A) 様式 B) 報告日				
レディー ミクスト コンクリ ート等の 使用確認 願	-	○	A) 管理様式-A301 B) コンクリート 打込み開始原則 60日以前	-	-				
コンクリ ート施工 計画書	-	○	A) 自由様式 B) コンクリート 打込み開始原則 60日以前	-	-				
製造 設備	計量 装置	計量器の静荷重検査	△	A) JIS A 5308 の関 連項目に準拠し た定期試験結果 等注3) B) 注2)	A) JIS A 5308 の 関連項目に準拠 した定期試験結 果等注3) B) 注2)	-			
		配合設定装置の検査	△						
		計量制御装置の検査	△						
		容量変換装置の検査	△						
		表面水補正装置の検査	△						
		計量器の動荷重検査と計量記録装置の検査	△						
		ミキサの練混ぜ性能試験	△						
コン クリ ート	配 合	配合条件の決定	△	A) JIS A 5308 表10注3) B) 注2)	-	-			
		計画配合の決定	△						
		示方配合の決定	△						
		現場配合への修正	△						
コン クリ ート 材 料	セメ ント	品質試験セメント	△	A) 管理様式 -A303注3) B) 注2)	A) 管理様式 -A305注3) B) 注2)	-			
	水	水質試験 (水道水は試験不要)	△						
		細 骨 材	粒度				△		
	密度		△						
	吸水率		△						
	粒形判定実積率(砕砂)		△						
	微粒分量		△						
	安定性	△							
		アルカリシリカ反応性	○				A) 管理様式-C322 B) コンクリート 打込み開始原則 60 日以前	A) 管理様式 -C322 B) 1回/6か月	

表 4-6 試験報告一覧（その2）

種 別	試 験 項 目	提出 対象 注2)	基準試験	定期管理試験	日常管理試験	
			A) 様式 B) 報告日	A) 様式 B) 報告日	A) 様式 B) 報告日	
コン クリ ート 材 料	粗 骨 材	粒度	△	A) 管理様式 -A303注3) B) 注2)	A) 管理様式 -A305注3) B) 注2)	A) 管理様式 -A307-1注3) B) 注2)
		密度	△			
		吸水率	△			
		粒形判定実積率(砕石)	△			
		微粒分量	△			
		安定性	△			
	アルカリシリカ反応性	○	A) 管理様式 -C323 B) コンクリート 打込み開始原則 60日以前	A) 管理様式 -C323 B) 1回/6か月		
混 和 剤	化学混和剤の品質試験	流動化剤の品質試験	△	A) 管理様式-A303 注3) C321 B) 注2)	A) 管理様式 -A305注3) B) 注2)	-
		膨張材の品質試験	△			
		膨張材の品質試験	△			
コン クリ ート	フレ ッシュ コン クリ ート	運搬 打込み時間	△	-	-	A) 管理様式 -A307-2注3) B) 注2)
		スランブ	△			
		空気量	△			
		温度	△			
		塩化物量 (Cl ⁻)	△			
		レディーミクストコンクリート納入書 注1)	△			
ク リ ン グ 材	硬 化 コ ン クリ ート	圧縮強度	○	-	-	A) 管理様式-A308-1 A308-2 B) しゅん功時提出
		曲げ強度	○			
コ ン クリ ート 構 造 物	非 破 壊 試 験	圧縮強度	○	A) 管理様式 -A309-1 B) 作成後速やかに	-	A) 管理様式-A309-2 A310 B) 構造物ごと、作成 後速やかに
		鉄筋かぶり	○			
	印字記録紙	-	△	-	-	A) 自由様式 B) 自主保存
	打設結果 報告書	-	○	A) 管理様式-I371 I372 B) 工事関連完了後 60日以内		

注1) 1 運搬車ごとに作成されるレディーミクストコンクリート納入書は、受注者が保管するものとし、監督員から提示の請求があった場合、30 日以内に提示できるようにしておかなければならない。

注2) △とした項目は、施工中および施工後にコンクリートの品質に疑義が生じた場合など監督員から請求があった際に 30 日以内に提示しなければならない。

注3) 当該様式は各管理様式等の項目を網羅すれば任意の様式を用いてもよい。

【改定概要】

《その他材料の試験》

➤ 鉄筋の基準試験について、**引張試験及び曲げ試験の实地試験を廃止**(ミルシートで確認)

管理様式-E341

No.	日付	年月日	基準試験報告書 (鉄筋)			現場代理人
事務所名		工事名		受注者名		
試験年月日		月	日	試験場所		
分 項 目	区	①		②		③
	鉄筋規格					
	製造メーカー名					
	種類					
	公称直径 D(mm)					
	公称断面図 A ₀ (mm ²)					
引 張 試 験	降伏点 (N/mm ²)					
	引張強さ (N/mm ²)					
	伸び(%)					
	判定					
曲げ試験						
曲げ戻し試験						
判定						
記 事						